

三重県営スポーツ施設自動販売機設置事業入札説明書

公益財団法人三重県体育協会（以下、「本協会」という。）が三重県から指定管理者として指定を受けた、三重県営スポーツ施設の自動販売機設置事業者の募集に係る一般競争入札（以下、「入札」という。）の実施について、関係法令に定めるものの他、この入札説明書によるものとします。

1 入札に付する事項

- (1) 入札の名称
三重県営スポーツ施設自動販売機設置事業
- (2) 自動販売機の設置に関する仕様
別添仕様書のとおり
- (3) 設置場所
別添自動販売機設置物件一覧参照
- (4) 販売物品
別添自動販売機設置物件一覧特記事項に記載以外は清涼飲料水

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- (1) 自動販売機の設置管理（商品補充等を管理委託している者を含む。）で、三重県内に本店・支店又は営業所（以下、「販売拠点」という。）を置いている者。
- (2) 法令等の規定により、販売について許認可等を要する場合は、当該する許認可等の免許を有していること。
- (3) 三重県暴力団排除条例（平成22年三重県条例第48号。以下、「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその他反社会的団体及びその構成員でない者
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体並びにその団体に属しない者
- (5) 国・三重県税を滞納していない者
- (6) 三重県から指名停止の措置を受けていない者
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。
- (8) 自動販売機の設置管理業務について、自ら管理運営又は管理委託する期間が過去3年間以上の実績を有している者

3 入札の参加申込等

この一般競争入札に参加を希望する者は、下記(3)の書類を添えて提出してください。

- (1) 入札の参加申込み等に係る提出場所
〒510-0261 鈴鹿市御園町1669番地 三重交通 Gスポーツの杜 鈴鹿

公益財団法人三重県体育協会 総務課
電話 059-372-3880 ファクシミリ 059-372-3881
Eメール mieken@japan-sports.or.jp

(2) 申込書等の提出期間

平成31年2月6日(水)から2月12日(火)までに(3)の提出書類を(1)の場所に持参又は特定記録郵便にて提出してください。

(3) 提出書類

- ア 自動販売機入札参加申込書兼誓約書(様式第2号、以下、「申込書」という。)
- イ 登記簿謄本(履歴事項全部証明書 コピー可、個人の場合は住民票記載事項証明書)
- ウ 納税証明書(申込書提出日の6カ月以内に発行されたもの。 コピー可)
 - ・三重県に本店・支店又は営業所がある場合
県税事務所が発行する納税証明書
税務署が発行する納税証明書(納税証明書その3 消費税及び地方消費税)
 - ・個人の場合
県税事務所が発行する納税証明書(個人事業税及び自動車税)
税務署が発行する納税証明書(納税証明書その3の2 所得税、消費税及び地方消費税)

(4) 提出書類に係る費用

提出書類に係るすべての費用は入札者の負担とします。

4 現場確認

現場確認については、平成31年2月6日(水)から2月8日(金)の9時から17時の間に確認することができます。現場確認を希望する方は、予め施設に連絡のうえ、施設の指定する時間及び指示に従って確認を行ってください。

5 仕様書等に関する質問

(1) 入札説明書、仕様書等に関する疑問がある場合は、任意様式により文書、Eメール、ファクシミリで質問を受け付けます。

ア 質問書受付期間

平成31年2月6日(水)から2月12日(火)の15時まで

イ 提出場所

3の(1)の場所

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答については、平成31年2月18日(月)13時に本協会ホームページに掲載します。

6 入札の参加資格確認結果の通知

入札参加資格は、提出された資料を確認した後、申込書提出期限の翌日(土日休日を除く)までに通知します。

7 入札書の提出方法

入札は郵便による入札とします。

- (1) 提出場所：3の(1)の場所
- (2) 提出期間：平成31年2月18日(月)から2月21日(木)15時必着
- (3) 提出方法：一般書留又は簡易書留のいずれかにより提出してください。これ以外の方法で提出された入札書は無効となります。
- (4) 外封筒：外封筒に「自動販売機設置入札書」と朱書きして、入札参加者の所在地と代表者名を明記してください。
- (5) その他
 - ア 入札書の作成及び提出に係る一切の費用は、入札者の負担とします。
 - イ 提出された入札書の差替え又は再提出は認めません。

8 入札書の作成方法

- (1) 入札書の売上手数料率については、アラビア数字で小数点第1位まで記載してください。
- (2) 入札書は所定の様式(様式第3号)により、次の点に留意して記載してください。
 - ア 年月日は入札書の提出日とします。
 - イ 入札者の氏名及び押印は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とします。
- (3) 一度提出された入札書は、これを書き換え、引換え又は撤回することはできません。
- (4) 本件の入札手続等を十分承知の上入札してください。

9 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨を使用します。

10 入札、開札の日時及び場所

期日：平成31年2月22日(金)13時30分

場所：3の(1)の場所

11 開札立会について

本入札に際しては、入札に関係のない本協会の職員を立ち合わせて執行するため、立会いは不要です。開札結果については、開札日の当日の15時に本協会ホームページに掲載します。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
入札保証金については免除とします。
- (2) 契約保証金
契約保証金については免除とします。

13 無効とする入札

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、当該入札者は再度の入札の参加を認めません。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者(入札参加申込後、当該資格を有しなくなった者を含む。)

- (2) 本件入札参加申込書又は提出書類において虚偽の記載をした者の入札
- (3) 売上手数料率を訂正した入札
- (4) 売上手数料率が確認できない入札
- (5) 7の(3)に記載する方法以外による入札
- (6) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合

1 4 入札書提出後の入札辞退

開札直前までは入札の辞退を認めることとし、入札者は入札辞退届(様式第4号)を3の(1)の場所に持参又は郵送により提出してください。ただし、入札辞退届が開札までに間に合わない場合はファクシミリでも認めますが、後日原本を提出していただきます。

1 5 落札者の決定方法

- (1) 自動販売機設置物件一覧に記載する売上手数料率以上で、最も高い売上手数料率で有効な入札を行った者を落札者としします。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、当該入札者立会いのもと、くじによって落札者を決定します。なお、くじは開札日翌日(土日祝日を除く)の10時に3の(1)の場所で行います。また、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。
- (3) 自動販売機設置物件一覧に記載する売上手数料以上での入札がないときは、再度条件を変えて入札を行います。

1 6 入札に関する条件

- (1) 入札者が同一事項において2通以上した入札でないこと。
- (2) 連合その他不正の行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (3) 入札書に入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (4) 入札書に記載された売上手数料率が訂正されていないこと。

1 7 入札の中止

天災等その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止します。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがあります。

1 8 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約担当者に提出してもらいます。
- (2) 前号の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うこととなります。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、収入印紙は各々の負担とします。
- (4) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しません。

19 問い合わせ先

本件に関する問い合わせ先

〒510-0261 鈴鹿市御園町1-6-9 番地 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿内
公益財団法人三重県体育協会 総務課 高橋

電話 059-372-3880 ファクシミリ 059-372-3881

Eメール mieken@japan-sports.or.jp